

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関する パブリックコメントの実施について

令和元年9月30日
文化庁著作権課

1. パブリックコメント実施の趣旨

侵害コンテンツのダウンロード違法化（刑事罰化を含む。以下同じ。）については、リーチサイト対策とともに、総合的な海賊版対策の一環として先の通常国会への法案提出を検討していましたが、国民の皆様への不安や懸念を払拭するに至らず、最終的には同国会への提出を見送ることとしました。これを受けて、特に侵害コンテンツのダウンロード違法化については、改めて、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立した案を作成すべく、具体的な制度設計等の検討を行う必要があるところ、その前提として、まずは、国民の皆様の御意見を丁寧にお伺いしたいと考えております。

多様な御意見を幅広く把握した上で検討を進めることが重要だと考えておりますので、本件に関して御意見をお持ちの団体等（※）におかれては、可能な限り、本パブリックコメントに対して御意見を御提出いただくよう、お願いいたします。

（※）特に、本年1月～3月にかけて、団体として又はその団体に所属する有志の方が御意見を公表されている団体におかれては、可能な限り御意見を御提出いただきたいと思いますと考えております。

2. これまでの経緯及び海賊版対策全体との関係

海賊版被害が深刻さを増している状況を受け、2018年6月～10月にかけて、知的財産戦略本部「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」において総合的な海賊版対策をとりまとめるべく様々な手法について検討が行われました。サイトブロッキングに関する法制度整備についての意見の対立が大きく、最終的に報告書を取りまとめるには至っていませんが、その他の対策については、同年10月30日の知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会 コンテンツ分野を取り扱う会合」において行われた同タスクフォースの座長による報告の中で「（前略）関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに取り掛かることが必要な内容について、共通の認識が得られた」等とされ、関係省庁等が連携しつつ速やかに取組を進めることとなりました。

これを受け、文化審議会著作権分科会において侵害コンテンツのダウンロード違法化についての検討を集中的に行い、本年2月には、他の様々な施策とあわせて報告書がとりまとめられました。文化庁では、この報告書に基づき、総合的な海賊版対策の一環として、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む著作権法改正案を先の通

常国会に提出すべく検討・調整を進めてきましたが、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して国民の皆様への不安や懸念を払拭するに至らず、最終的には同国会への提出を見送ることとしたところです。

このような経緯も踏まえ、本年3月末以降、改めて、知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会」において、漫画家・出版社・消費者団体・知財法学者・弁護士など様々な関係者からのヒアリングを行いつつ、海賊版対策全体のパッケージや各施策の進め方について議論が行われてきました。その結果、知的財産戦略本部「構想委員会」において「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」及び「インターネット上の海賊版対策に関する工程表」が了承され、第一段階の「できることから直ちに実施」する施策として、著作権教育・意識啓発や正規版の流通促進など、第二段階の「導入・法案提出に向けて準備」する施策として、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化など、第三段階の「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」する施策として、サイトブロッキングが位置付けられています。具体的な進め方としては、侵害コンテンツのダウンロード違法化については『『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと』という2つの課題を両立すべく、国民の皆様への声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める」、リーチサイト対策については「引き続き法案提出に向けた準備を進める」こととされております。

今後、文化庁においては、上記の方針及び本パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、様々な関係者・有識者を含めた検討の場を設置し、具体的な制度設計等についての検討を丁寧に進めていきたいと考えております。

3. 質問事項及び回答様式

別紙のとおり。

4. 留意点

文化庁としては、今後、具体的な制度設計等の検討を丁寧に進めていきたいと考えておりますところ、御意見を御提出いただくに当たっての御参考として、侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関して先の通常国会への提出を検討していた案の趣旨・概要・条文等に関する資料を添付しておりますので、御参照ください。

また、文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）の該当部分もお示ししておりますので、より詳細な背景・検討過程等をお知りになりたい場合は、こちらを併せて御参照ください。

5. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

6. 意見募集期間

令和元年9月30日（月）～令和元年10月30日（水） 必着

7. 意見提出の方法

「(別紙) 質問事項及び回答様式」に御回答を御記入の上、以下のいずれかの方法により御提出ください。集計の都合上、可能な限り電子メールでの御提出をお願いいたします。電話・FAXによる御意見の受け付けはできませんので、御了承ください。

ア. 電子メールによる提出

- ・以下のメールアドレスに御送付ください。

chosaku@mext.go.jp

- ・判別のため、件名は【侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントへの意見】として下さい。

イ. 郵送による提出

以下の住所・宛先に御送付ください。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課法規係 宛

8. 備考

- ・「(別紙) 質問事項及び回答様式」以外の様式で御提出された場合や、「7. 意見提出の方法」とは異なる方法で御提出された場合、同一人物又は同一団体による御意見が複数あった場合等には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います（個人の氏名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスについては公表致しません）。

【添付資料】

(添付1) 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料 (平成31年2月22日 条文審査資料)

※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはP11～17を、リーチサイト対策についてはP1～10を参照

(添付2) 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 (平成31年2月22日 条文審査資料)

※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはP2・3及びP16・17を、リーチサイト対策についてはP11～13、P16及びP17を参照

(添付3) 文化庁当初案の考え方に関する資料(侵害コンテンツのダウンロード違法化)

(参考) 文化審議会著作権分科会報告書(2019年2月)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf

※侵害コンテンツのダウンロード違法化についてはP45～83を、リーチサイト対策についてはP2～44を参照

以上